

令和6年度 おためし離島留学事業委託業務仕様書

1. 業務名

令和6年度 おためし離島留学事業委託業務

2. 目的

滋賀県離島振興地域である近江八幡市沖島の魅力を体感することを通し、関係人口や将来的な移住者となるような人材を創出し、持続可能な地域づくりを目指す。

3. 事業概要

将来的に民間運営が可能な、沖島の魅力を体感できるコンテンツ制作を目指し、現地環境調査や島民をはじめとする関係各所の意向調整、おためし離島留学のプログラム作成、プログラムの広報、実施、分析等を実施する。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5. 業務内容

本事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下の業務を行う。

（1）沖島の現状、環境調査

- ・おためし離島留学のプログラム作成のため、沖島の資源や魅力、宿泊場所等を調査すること。

（2）プログラム案の作成

- ・次の各ターゲットに向けたプログラム案を作成すること。
ただし、プログラム案については（1）で調査した事項を踏まえることとし、沖島ならではの体験ができるよう、工夫すること。
なお、事業目的の達成により効果的である場合は、泊数等の変更や、ターゲットを細分化することを認める。

①親子向け（子どもの年齢：3～12歳程度を想定）（2泊3日）

＊想定実施時期：各学校夏休み期間等

②大人向け（2泊3日～5泊6日）

＊想定実施時期：宿泊施設等閑散期

- ・プログラム案の作成については沖島島内をはじめとする関係者との調整を行うこととし、プログラムの実施等について協力を得ること。

（3）プログラムの実証

- ・（2）で作成したプログラムについて、それぞれ実施すること。

- ・プログラムの実施については、以下の回数を目安とすること。
 - ①一親子連れ 3回程度（各回1～2組程度を想定）
 - ②一大人向け 2泊3日：3回程度（各回2～3組程度を想定）
5泊6日：2回程度（各回1～2組程度を想定）
- ・各回については、目安程度の参加者が集まるよう周知・広報すること。
- ・プログラムの実施については受託事業者がアテンド等を含めて行うこととし、参加者の安全等については受託者の責任において実施すること。
- ・参加にかかる各種費用のうち、集合場所となる駅までの交通費、宿泊費、飲食費は、原則としてプログラムの参加者が負担することとする。
- ・集合場所となる駅からの移動手段やプログラムの実施にかかる諸費用については受託者の負担とする。
- ・参加者は傷害保険に加入することとし、保険料は受託者の負担とする。

（４）プログラムの分析

- ・（３）で実施した事項について、参加者の満足度や今後の課題、プログラム内容のブラッシュアップに向けた整理・提案、民間移譲を前提とした料金設定の検討等を行うこと。

（５）総括

- ・（１）～（４）の実施結果を踏まえ、次年度以降のプログラム案や課題、民間移譲に向けた体制整備等について検討し、報告すること。

（６）その他

- ・本事業の進捗等について、定期的に県および近江八幡市担当課へ報告すること。なお、報告手法や頻度については県と相談し決定することとする。

6. 業務完了報告

全ての業務を完了した後、速やかに次に掲げる事項を包含した業務完了報告を提出すること。

- （１）総括にて検討した事項を取りまとめたもの
- （２）業務の実施状況がわかるもの

7. 委託料の支払い

業務完了報告後の検査に合格したあとに、精算払いする。

8. 特記事項

- （１）仕様書の内容は、受託者と滋賀県との協議により最終的に決定する。
- （２）採用後の企画等の実施にあたっては、滋賀県と十分協議を行って進めること。
- （３）採用された企画案でも、業務の達成のために、実施過程において協議

の上、内容の変更を行う場合があること。

- (4) 本業務における成果物の著作権は、委託料が支払われたときに受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る作業等により作成された著作物がある場合、著作物に対する著作権者人格権を、滋賀県および滋賀県の指定する者に対して行使しないものとする。
- (6) 受託者は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じること。
- (7) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、滋賀県が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受託者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に滋賀県の承認を得ること。
- (8) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (9) 本事業内容に関心のない者に対して金銭等を支給して集客を行うことは一切認めない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、滋賀県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。